

# 秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則

平成十六年三月二十六日

秋田県規則第十一号

(趣旨)

**第一条** この規則は、秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第四十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県外で発生する循環資源等を原材料とすることができる場合)

**第二条** 条例第六条第一項第二号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 リサイクル製品の原材料となる循環資源が県内で発生せず、又は発生するがその量が安定しない場合
- 二 リサイクル製品の原材料となる半製品等（県内で発生する循環資源を原材料とするものに限る。次号において同じ。）が県内で供給されず、又は供給されるがその量が安定しない場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、県内で発生する循環資源又は県内で供給される半製品等を原材料とすることが合理的でないと知事が認める場合

(認定の申請等)

**第三条** 条例第六条第二項の規定による認定の申請及び条例第七条第一項の規定による認定の更新の申請は、知事が別に定める期間内に行わなければならない。

2 条例第六条第二項（条例第七条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 リサイクル製品の製造又は加工の工程の概要図及び当該リサイクル製品を製造し、又は加工する工場又は事業場の平面図
- 二 リサイクル製品の原材料が半製品等（認定リサイクル製品であるものを除く。）である場合は、当該半製品等の製造又は加工の工程の概要図及び当該半製品等を製造し、又は加工する工場又は事業場の平面図
- 三 県外で発生する循環資源等を原材料とする場合は、循環資源の発生の状況等を証する書類

3 条例第六条第二項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 原材料が循環資源である場合 当該循環資源の種類、性状及び数量並びに発生した場所
- 二 原材料が半製品等（認定リサイクル製品であるものに限る。）である場合 その旨

- 三 原材料が半製品等(認定リサイクル製品であるものを除く。)である場合 当該半製品等の種類、性状及び数量、当該半製品等の原材料である循環資源の種類、性状及び数量並びに発生した場所、当該半製品等を製造し、又は加工する工場又は事業場の所在地並びに当該半製品等の製造又は加工の方法
- 4 条例第六条第二項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 リサイクル製品の寸法及び重量
  - 二 リサイクル製品の製造、加工又は販売の実績又は計画
  - 三 リサイクル製品の価格
  - 四 リサイクル製品が法令等に基づく規格に適合することについての認定等を受けている場合は、当該規格の種類及び内容
  - 五 その他参考となるべき事項

(認定リサイクル製品の表示)

- 第四条** 条例第八条第一項の規定による表示は、知事が別に定める図形又は文字を用いることにより行わなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の表示に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(変更等の届出)

- 第五条** 条例第九条の規定による届出は、認定リサイクル製品に係る事項の変更があった日又は認定リサイクル製品の製造等を廃止した日から起算して三十日以内にしなければならない。
- 2 条例第九条第二号の規則で定める事項は、第三条第三項第一号及び第三号並びに同条第四項第一号に掲げる事項とする。

(身分証明書)

- 第六条** 条例第十七条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

別記様式 身分証明書(第6条関係)

表

6センチメートル	第 号 身分証明書 所属 職氏名 年 月 日生 上記の者は、秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例第17条第1項の規定により立入検査をすることができる職員であることを証明する。 年 月 日交付 秋田県知事 印
	9センチメートル

裏

	秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例抜粋 (報告徴収及び立入検査) 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定事業者若しくは認定事業者に循環資源若しくは半製品等を供給し、若しくは供給しようとする者(以下この項において「認定事業者等」という。)に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者等の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--	---